

義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択基準等

熊本県教育委員会

令和9年度（2027年度）使用義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に登載された教科用図書の中から下記の基準等に基づいて市町村教育委員会及び国立、私立の義務教育諸学校の校長が行う。

記

- 1 教育基本法（平成18年法律第120号）や学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定された教育の理念や目標を達成し、以下に示す学習指導要領の趣旨に則したものであること。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を充実すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育を充実すること。
 - (3) 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育を充実すること。
 - (4) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、並びに学びに向かう力、人間性等の涵養を偏りなく実現できるようにすること。
 - (5) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくこと。

- 2 「第4期熊本県教育振興基本計画」及び「熊本の学び推進プラン」の具現化を図るため、“認め、ほめ、励まし、伸ばす”という教育行動指標を踏まえ、各教科等の学習はもとより、教科等横断的な視点で学習を行うことができる資質・能力や、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興など現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成し、児童生徒が熊本で教育を受けてよかったと思うような教育が実現できるよう、以下の観点について、よりよい内容・記述となっていること。
 - (1) 学習指導要領第2章各教科（各節）「第1 目標」及び「第2 各学年の目標及び内容」、第3章特別の教科 道徳「第1 目標」及び「第2 内容」が達成できるようになっていること。
 - (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るための工夫がなされていること。

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できるようになっていること。

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できるようになっていること。

各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できるようになっていること。

- (3) 個々の児童生徒の理解に応じ、きめ細かな指導ができるよう、補足的な学習や発展的な学習に関する内容の充実が図られていること。
- (4) 生活や職業との関連を重視し、児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観を育むための工夫がなされていること。
- (5) 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うための工夫がなされていること。
- (6) 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うための工夫がなされていること。
- (7) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うための工夫がなされていること。
- (8) 人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進するための工夫がなされていること。

3 令和9年度（2027年度）使用教科書採択における注意事項

- (1) 小・中学校用教科書の採択について
令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。
- (2) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について
令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。
ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

4 採択の方法及び留意事項

- (1) 令和8年度においては、新たに発行されることとなった教科書の種目はない等、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合はないため、採択替えを行うことはできない。
- (2) 令和9年度使用教科書の採択に当たって、令和8年度は採択替えの年度ではないが、採択権者である市町村教育委員会及び国立・私立の義務教育諸学校の校長にあっては、現在採択している教科書を確認の上、適正な採択事務を行うこと。
- (3) 採択地区協議会等においては、現在使用されている教科書の採択に至った経緯を確認し、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正な教科書の採択を行うという意識を確立するとともに、開かれた採択の一層の推進を図ること。
- (4) 教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないよう留意すること。
- (5) 採択にかかる組織の委員として保護者等の参加を一層推進したり、教科書展示会における教職員や保護者等の意見を参考にしたりするなど、より広い視野からの意見を反映させるとともに、採択に関する情報の公開に努めること。

義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育法附則第9条の規定による令和9年度（2027年度）使用教科用図書の採択上の留意事項

熊本県教育委員会

特別支援学級及び国立・市立の特別支援学校で学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）を使用する場合は、以下に示す事項に留意して採択すること。

- 1 教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書であること。
- 2 特別支援学校において、検定済教科書を採択する場合には、小学校用教科書目録（令和9年度使用）及び中学校用教科書目録（令和9年度使用）に登載されている教科書のうちから採択すること。
- 3 特別支援学校及び特別支援学級における教科書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（1）から（7）までの事項に、特に留意するとともに、採択した図書が支障なく給与されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和8年度（2026年度）中に、供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。
 - （1）一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とすることを踏まえ、採択を行うこと。
 - （2）児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
 - （3）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切ではない。）。
 - （4）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - （5）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(6) 別途送付している『「令和8年度用一般図書契約予定一覧」の送付について』(令和8年3月5日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

(7) 分冊となっている一般図書(点字)や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

4 特別支援学級(知的障がい者に対する教育を行う場合を除く)においては、次の事項に留意すること。

(1) 弱視者に対する教育を行う特別支援学級

文部科学省著作の点字版の教科書が発行されていない種目については、全盲者用の教科書として適切な点字版図書を採択することができる。

(2) 難聴者に対する教育を行う特別支援学級

国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」又は「言語」の教科書のほかに、小学校若しくは中学校用の国語の検定済教科書(下学年使用の場合を含む。)又は検定済教科書、著作教科書以外の一般図書(小学校特別支援学級の低学年の場合)を併せて採択することができる。

(3) 障がいを併せ有する場合

ア 知的障がいを併せ有する児童生徒

各教科を当該各教科に相当する知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校の各教科によって替えることができるので、この場合の教科書の採択に当たっては、知的障がい児童生徒に対する教科書の採択に準ずることが適当である。

イ 知的障がい以外の障がいを併せ有する児童生徒

特別の教育課程を編成する場合で、検定済教科書や当該障がい種の著作教科書を使用することが適当でないと思われるときは、その併せ有する障がい種の特別支援学校の教科書を採択することができる。

5 特別支援学級、特別支援学校(知的障がい者に対する教育を行う場合)においては、次の事項に留意すること。

(1) 下学年の検定済教科書も含めて、検定済教科書の採択の適否を考慮すること。

(2) 知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校小学部の「生活」の教科書について

は、必ずしも 1 種の教科書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ従前と同様に、教科の主たる教材として適切な教科書を選択することができる。